

(2) 廃棄物処理施設整備計画

国整備計画に示される重点目標は、図表 6-3-2 に示すとおりであり、このうち、ごみのリサイクル率は令和 4（2022）年度において 27%とされている。

◆図表 6-3-2 国整備計画における重点目標

項 目	平成 29(2017)年度 見込み	令和4(2022)年度 目標
ごみのリサイクル率	21%	27%
一般廃棄物最終処分場の残余年数		2017 年度の水準 (20 年分)を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の 平均値	19%	21%
廃棄物エネルギーを、地域を含めた外部に供給し ている施設の割合	40%	46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	53%	70%
合併処理浄化槽の基数割合	62%	76%
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	5 万t-CO ₂	12 万t-CO ₂

（資料：「廃棄物処理施設整備計画の概要」環境省）

(3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針と鳥取県廃棄物処理計画

国においては、廃棄物処理法（昭和 45（1970）年 12 月法律第 137 号）に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な方針¹⁵」を定めている。

これによると、令和 2(2020)年度において、ごみ排出量は、平成 24(2012)年度比約 12%削減、再生利用率（リサイクル率）は約 27%、最終処分量は平成 24(2012)年度比約 14%削減としている。

鳥取県では、同様に廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画¹⁶（第 9 次）」を定めており、目標値のうち、再生利用率は令和 5(2023)年度において 33%とされている。

◆図表6-3-3 国・鳥取県の目標値

区 分	国	鳥取県
計 画 名	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13(2001)年 5 月環境省告示第 34 号） （平成 22(2010)年 12 月変更） （平成 28(2016)年 1 月変更）	「鳥取県廃棄物処理計画」（第 9 次） （令和 2(2020)年 3 月）
数 値 目 標 年 度	令和 2(2020)年度	令和 5(2023)年度
排 出 量	平成 24(2012)年度比約 12%削減 家庭系(資源ごみ除く)排出量 500g/人・日以下	193 千トン
再 生 利 用 率	約 27%	33%
最 終 処 分 量	平成 24(2012)年度比約 14%削減	12 千トン

3 目標値の設定方針

1 一層のごみ排出削減による処理コストの低減

- ・ ごみ排出量を削減し、建設コストや維持管理コストの削減を図るものとする。
- ・ 特に、委託処理するごみは、ごみ排出削減が直接処理コストの削減につながる。

2 広域処理における公平な負担を導く目標値の設定

- ・ ごみの排出レベルは、日常生活と共に徐々に各市町村とも同様なものに近づいていく。
- ・ ごみ排出量のレベルをできるだけ近づけることで、広域処理における施設建設費等の負担の公平性を確保する。
- ・ 家庭系ごみの目標値は、第4章で示した将来排出量(単純推計値)について、国の目標と同レベルの排出量となるよう目標値を設定する。
- ・ 事業系ごみについては、市町村の排出レベルを鑑み、家庭系と同様な目標値を設定する。(事業所数が異なるため、同一の基準にはできない。)

3 国の方針に沿った目標値の設定

- ・ 施設整備には、循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、国の排出削減目標値等を指標としたごみ排出抑制目標値を設定する。

4 西部圏域の目標値

(1) ごみ排出量

構成市町村の合計ごみ量におけるごみ排出抑制に係る目標は、第四次循環計画において国が示す目標値を参考に、計画目標年度において以下のとおり設定する。そのため、市町村別の目標量は、同レベルとなるように設定した。

◆令和 14(2032)年度における参考目標排出量（一人一日平均排出量）

ごみ排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）（許可資源ごみ量除く）	850 g/人・日
家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）	440 g/人・日

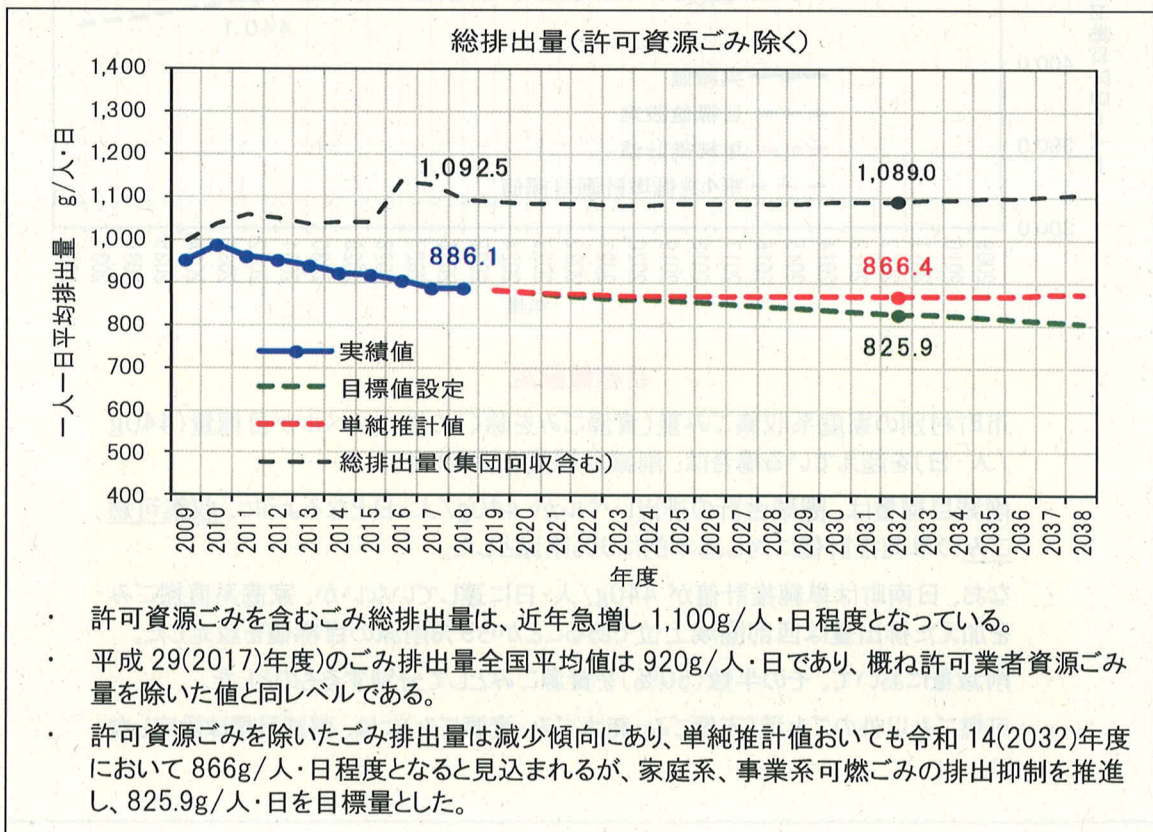
① ごみ排出量の目標について

国が示すごみ排出量は、集団回収量も含めて一人一日あたり 850 グラムを目標値としている。西部圏域では、一般廃棄物処理事業実態調査において、行政が処理に関与せずには排出事業者が直接資源化している量（許可資源ごみ量）も含めて計上しているため、全国平均値と比較すると大きい値を示している。そのため、ごみ排出量の目標量については、許可資源ごみ量を除いた値を指標とした。

西部圏域平均のごみ排出量の目標（令和 14（2032）年度）

ごみ排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）（許可資源ごみ量除く）	825.9 g/人・日
-------------------------------------	-------------

◆図表 6-3-4 ごみ排出量（許可資源ごみを除く）の将来見込み



② 家庭系収集ごみ排出量

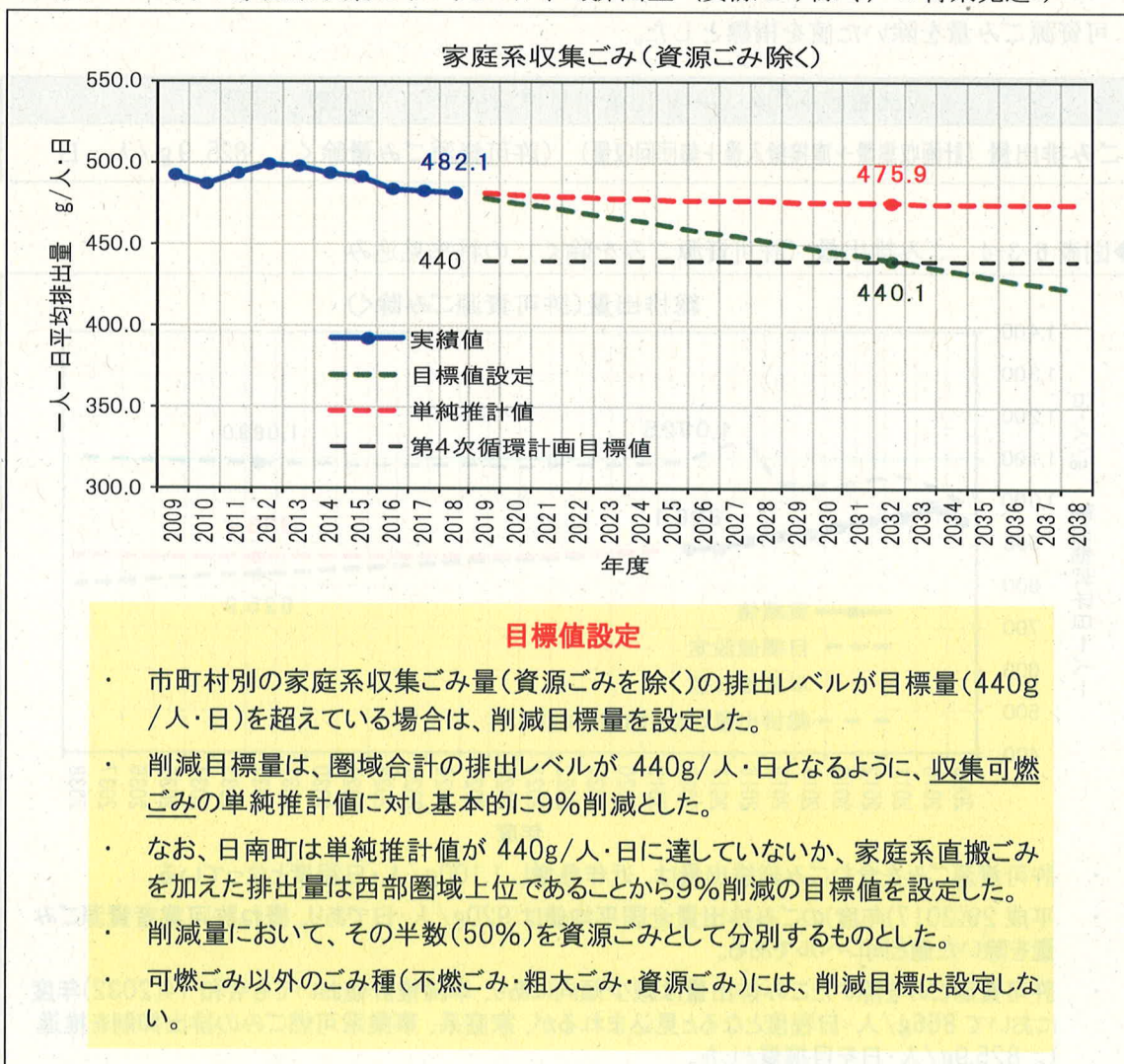
第四次循環計画において国が示すごみ排出量は、家庭系ごみ排出量から資源ごみを除いて一人一日あたり 440 グラムとしている。そのため、本来は収集ごみ量に直接搬入ごみ量を加えた量から、資源ごみ量を差し引いた値が指標値となる。

西部圏域では、家庭系直接搬入ごみは、一時的に排出されるごみであり、日常的に排出されるものではないため、これを含めず、収集ごみのみを指標として国の目標値を目安としてごみ排出抑制に取り組むものとした。

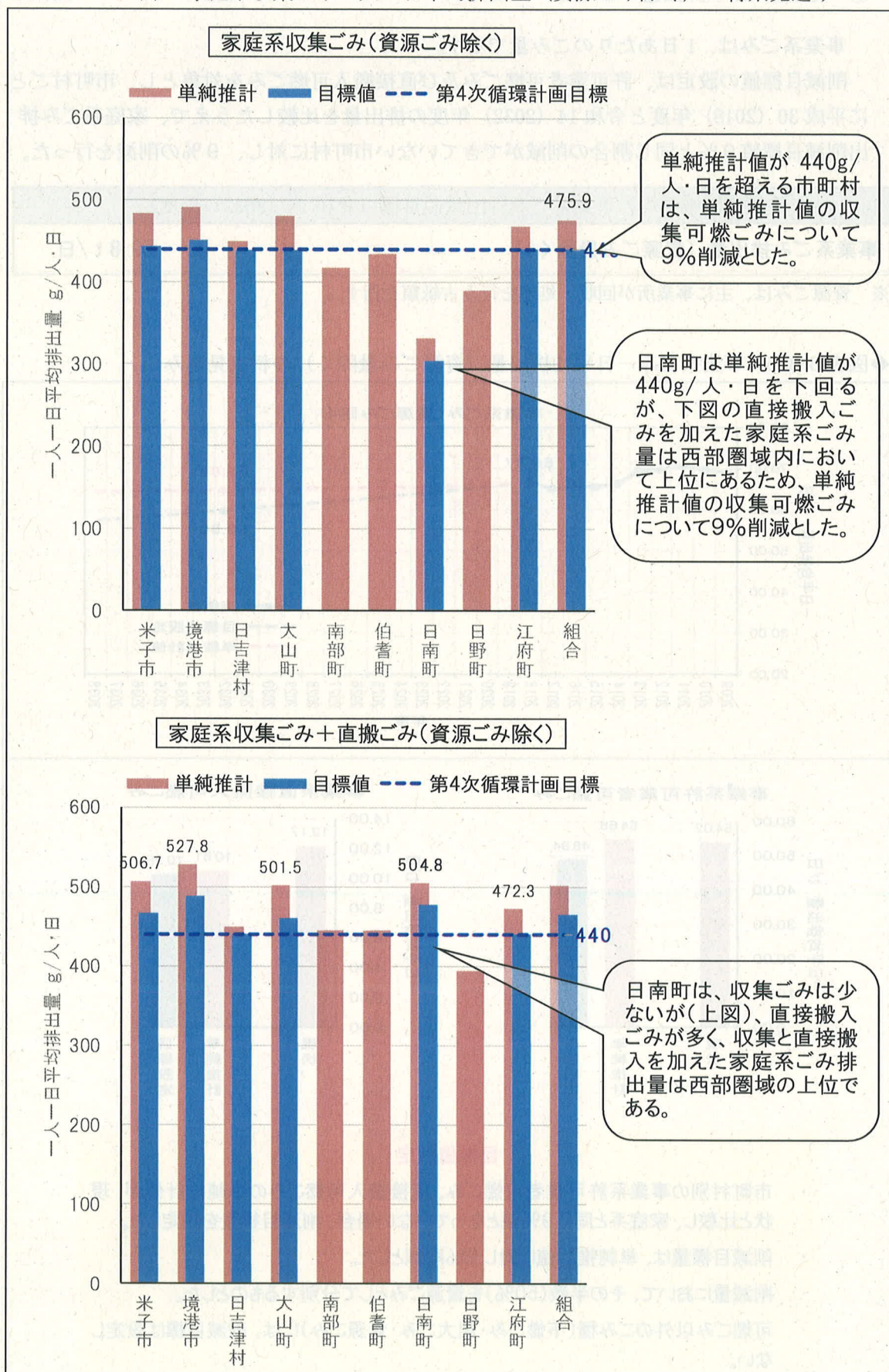
単純推計では、概ね横ばいで推移するものと見込まれるが、これを組合合計で一人一日あたり 440 グラム程度に削減するため、基本的には、同 440 グラムを超える市町村に対し 9 %の削減目標値を設定した。

西部圏域平均の家庭系収集ごみ排出量の目標（令和 14（2032）年度）	
家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）	440.1 g/人・日

◆図表 6-3-5(1) 家庭系収集ごみ一人一日平均排出量（資源ごみ除く）の将来見込み



◆図表 6-3-5(2) 家庭系収集ごみ一人一日平均排出量（資源ごみ除く）の将来見込み



③ 事業系ごみ排出量

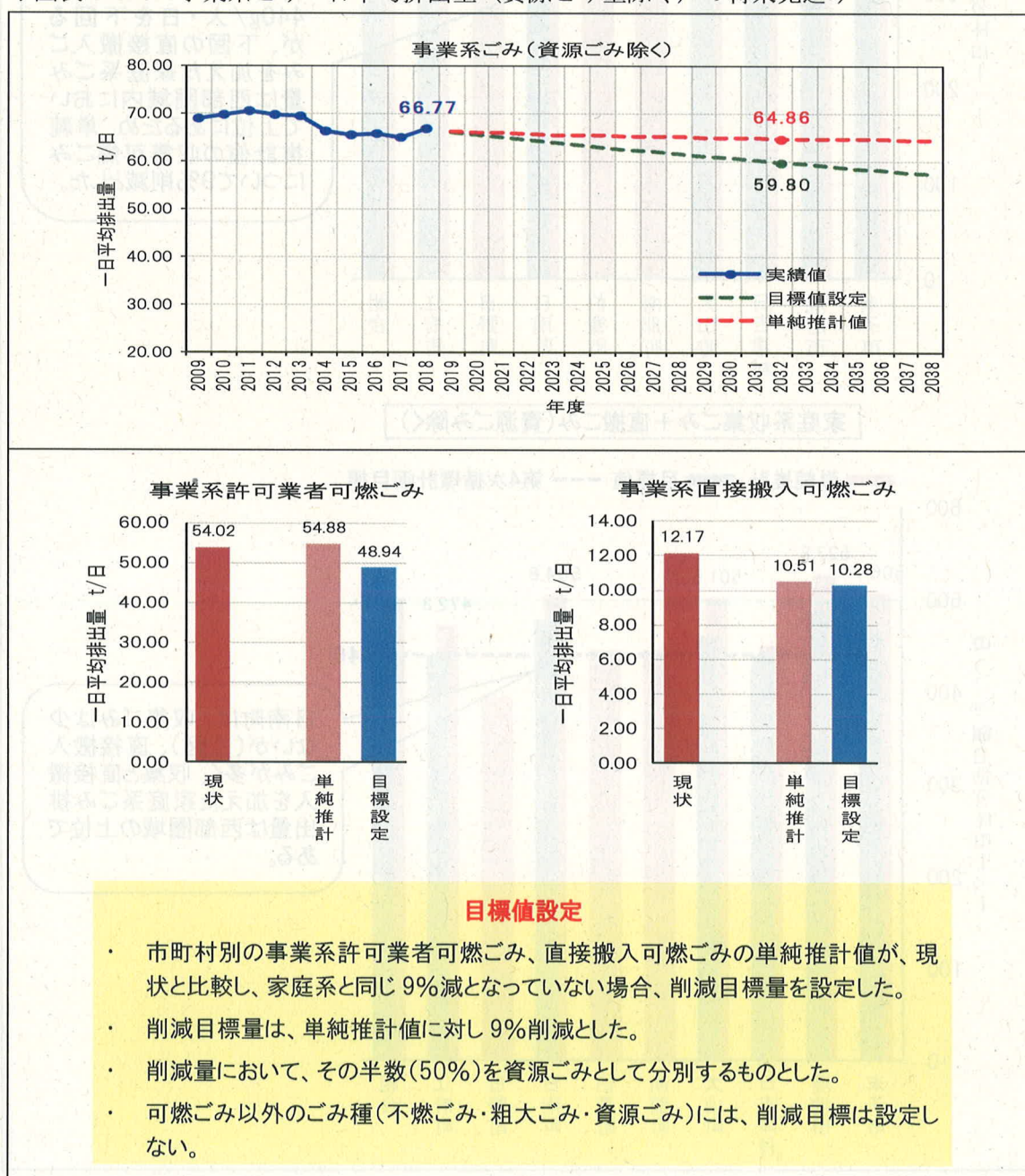
事業系ごみは、1日あたりのごみ量で示す。

削減目標値の設定は、許可業者可燃ごみ及び直接搬入可燃ごみを対象とし、市町村ごとに平成 30（2018）年度と令和 14（2032）年度の排出量を比較したうえで、家庭系ごみ排出削減目標値 9％と同じ割合の削減ができていない市町村に対し、9％の削減を行った。

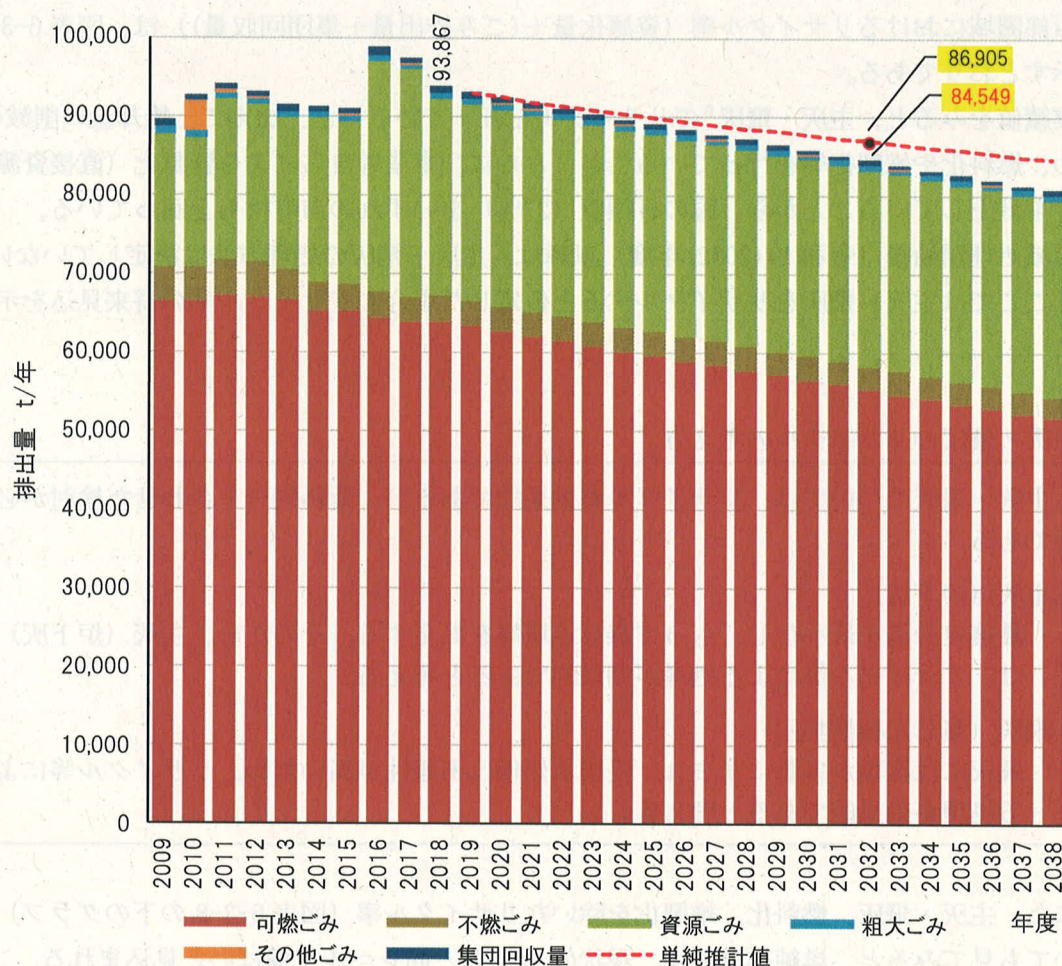
西部圏域平均の事業系ごみ排出量の目標（令和 14（2032）年度）	
事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）	59.8 t / 日

※ 資源ごみは、主に事業所が回収・処理を行う古紙類を指す。

◆図表 6-3-6 事業系ごみ一日平均排出量（資源ごみ量除く）の将来見込み



◆図表 6-3-7 西部圏域におけるごみ排出量（家庭系＋事業系）の将来見込み



	実績値	目標値設定		単純推計	排出抑制量
	2018	2022	2027	2032	
可燃ごみ	64,028t	61,481t	58,433t	55,378t	60,084t -4,706t
不燃ごみ	3,223t	3,103t	3,010t	2,908t	2,908t 0t
資源ごみ	24,987t	24,949t	24,969t	24,965t	22,615t 2,350t
粗大ごみ	718t	690t	664t	638t	638t 0t
その他ごみ	94t	97t	96t	93t	93t 0t
集団回収	817t	698t	618t	567t	567t 0t
合計	93,867t	91,018t	87,790t	84,549t	86,905t -2,356t

〔説明〕

- 西部圏域のごみ排出量は、行政区域内人口と共に減少傾向にあり、広域処理を開始する令和 14(2032)年度の単純推計において 86,905トンと見込む。
- ごみ排出抑制を進めることで、可燃ごみを 4,706トン削減し、そのうち半数を分別徹底により資源ごみとして排出するものとした。その結果、西部圏域の目標ごみ排出量は、令和 14(2032)年度において 2,400トン程度抑制され、84,549トンと見込む。

(2) リサイクル

西部圏域におけるリサイクル率（資源化量÷（ごみ排出量＋集団回収量））は、図表 6-3-8 に示すとおりである。

実績値をみると、主灰・飛灰⁶のリサイクルを行っていること、加えて、焼却量の削減のため、燃料化や堆肥化等を行っていること、さらに、事業者自らによる資源化（直接資源化）を計上していることから、国の目標値（27%）をいずれの市町村も上回っている。

広域処理開始後（令和 14(2032)年度）以降は、主灰・飛灰の処理方法は決定していないが、ここでは主灰・飛灰をリサイクルすると仮定した場合のリサイクル率の将来見込を示した。

◆主灰・飛灰のリサイクルの考え方

主灰・飛灰については、リサイクルが効果的であるが、最終処分と合わせた検討が必要である。

・主灰（炉下灰）

最終処分場を最小化し、もって森林地域等を保全する。そのため、主灰（炉下灰）は、リサイクル等による処理が効果的であると考ええる。

・飛灰（集じん機捕集灰）

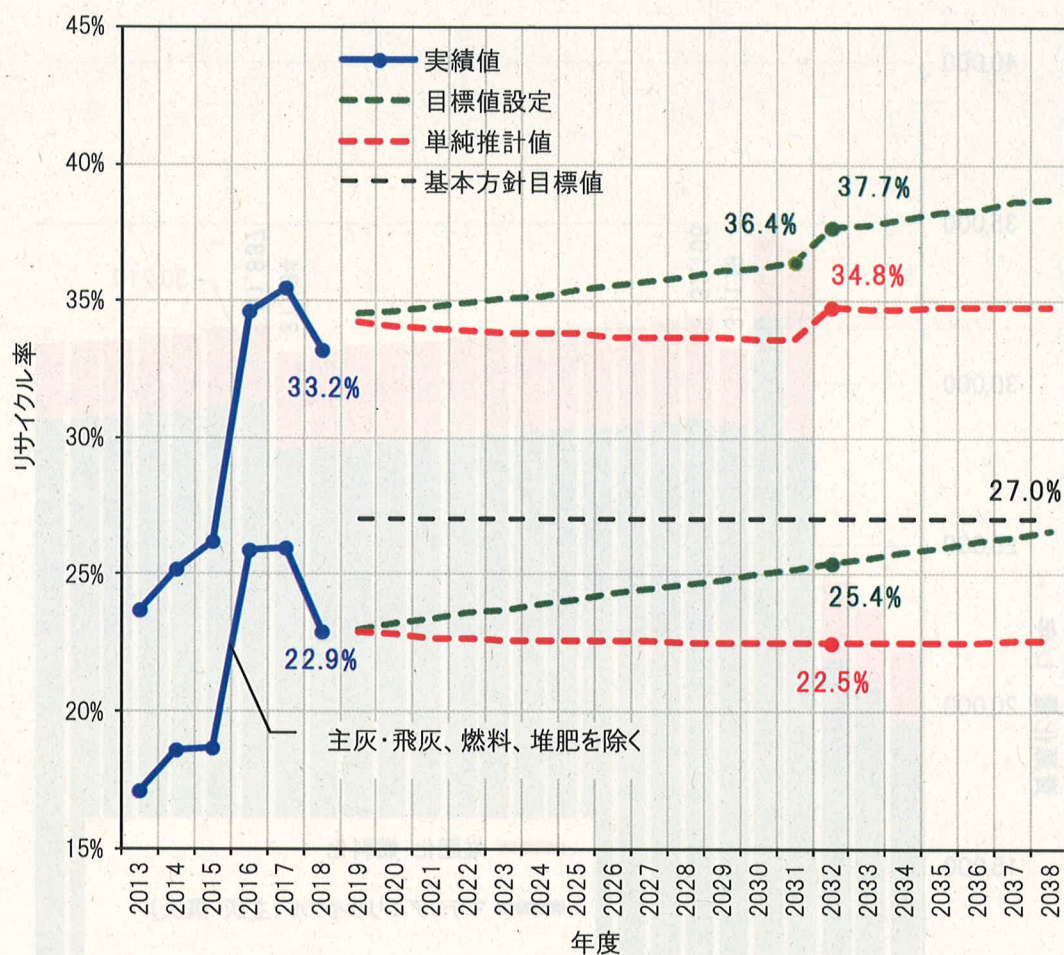
飛灰には塩類が多量に含まれ、浸出水処理は困難性が高いため、リサイクル等による処理が効果的であると考ええる。

また、主灰・飛灰、燃料化、堆肥化を除いたリサイクル率（図表 6-3-8 の下のグラフ）についても見てみると、単純推計では、現状の 22.5%と同レベルで横ばいを見込まれる。

目標値の設定は、可燃ごみの削減に合わせ、分別徹底を推進することで 2.9 ポイントの増加を見込み 25.4%と見込むものとした。

資源化量は、図表 6-3-9 に示すとおり、資源ごみの減少傾向に歯止めをかけるため分別徹底を推進し、単純推計に対し 1,600 トン程度を増やして資源化量を維持する見込みとする。

◆図表 6-3-8 リサイクル率の将来見込み



	実績値	目標値設定			単純推計	備考 (対単純推計)
	2018	2022	2027	2032	2032	
米子市	31.6%	33.0%	33.7%	35.9%	32.8%	3.1ポイント増
境港市	37.9%	40.5%	41.5%	42.6%	39.8%	2.8ポイント増
日吉津村	58.8%	59.6%	59.9%	61.2%	59.6%	1.6ポイント増
大山町	28.1%	30.1%	30.9%	32.4%	27.8%	4.6ポイント増
南部町	30.4%	31.9%	32.2%	33.6%	33.6%	増減なし
伯耆町	31.9%	36.5%	37.2%	38.7%	37.6%	1.1ポイント増
日南町	35.4%	37.5%	38.9%	39.6%	36.7%	2.9ポイント増
日野町	27.6%	30.0%	30.9%	30.8%	29.5%	1.3ポイント増
江府町	30.8%	32.1%	32.0%	32.6%	30.6%	2.0ポイント増
組合	33.2%	34.9%	35.7%	37.7%	34.8%	2.9ポイント増

〔説明〕

- 令和元(2019)年度から令和 13(2031)年度までは、最終処分場の延命化策としての最終処分量の削減のため、主灰・飛灰、不燃物残渣の一部リサイクルを継続して行う。
- そのため、令和 13(2031)年度までは現状より2ポイント程度増で推移すると見込まれる。

◆図表 6-3-9 資源化量の将来見込み

